

第3章 給水工事申込書の作成

1 給水工事申込書の提出要領

給水装置工事を行うためには、給水工事申込書（以下「申込書」という。）を上下水道局に提出しなければならない。その後、申込書の設計審査を完了し、市長が承認した給水工事承認書（以下「承認書」という。）を受領しなければ、給水装置工事に着手することができない。申込書を提出してから設計審査及び承認するまでには日数が必要なため、早めに申込書の提出をすること。

（1）申込書の提出について

ア 量水器1個につき1件の給水申込とする。

イ 造成行為のみ（量水器の設置なし）の場合は、分岐ごとに申込をする。
ただし、宅地造成等で布設する給水管から分岐する場合は除く。

ウ 3階直圧給水の申込は、原則として、分岐をしようとする配水管の最低移動平均水圧が0.3Mpa以上あることを条件とする。その他の条件については「第11章 3階直圧給水」によるものとする。3階直圧給水及びスプリンクラー設置における申込みの場合は、水理計算書、建築物の平面図及び立体図を添付しなければならない。

エ 造成地の各戸別申込みは、原則として、造成地における給水本管工事が完成検査に合格しなければ給水申込の受付は行わない。（工事用水栓等は上下水道局と協議すること）

オ 給水工事申込書（第1号様式）、給水工事承認書（第1号様式の2）を合わせて提出すること。（P3-18～21）

カ 申込書の審査を迅速に進めるため水圧、地形等、設計上問題があると考えられる場合は、事前に上下水道局と協議を行うこと。協議の内容は別紙「給水申込事前協議書」に記載し、主任技術者及び上下水道局担当者双方が署名すること。正式に申込書を提出する時に、「給水申込事前協議書」を添付すること。（P3-22, 23）

キ 給水申込の内容により、事務処理のフローは若干異なってくる。各々のケースについては別紙の給水申込フローを参考に、各段階で適切な手続きをとること。【給水工事申込事務処理フロー図 P3-25～28 参照】

ク その他、上下水道局が指示した設計審査上必要な書類を提出しなければならない。

(2) 承認後の設計図等の変更

承認後、やむを得ず以下のような設計図等の変更が生じた場合は、上下水道局と協議を行い、**給水工事協議書**を提出し、承諾を得た上で施工すること。

(P3-24)

- ア 量水器及び第1止水栓設置場所の変更
- イ 給水用具数の変更（量水器口径に変更が無い場合、当該申込書内の図面を変更する。水理計算の結果、量水器口径が変更になる場合は、当該申込書の完成検査を受けた後に、速やかに改造申込を行うこと。）
- ウ 水理計算の再検討を伴うもの
- エ 給水管分岐方法の変更（分岐位置・給水管口径等）
- オ 道路掘削工法の変更（土被り等）
- カ その他、上下水道局が重要な変更と判断する場合

(3) 量水器の設置基準について

- ア 量水器は、原則として1給水装置に1個の設置とする。
- イ 受水槽式でない集合住宅等で各戸が専用の入り口、台所（流し）、便所及び浴室等を備え、独立した構造である場合は、各戸ごとに量水器を設置すること。集合住宅等の建物において共用部分がある場合は、その共用部分にも量水器を1個設置することが出来る。
- ウ また、店舗併用住宅や二世帯住宅（建物内で行き来できる構造）でそれぞれが独立した構造である場合は、量水器を別に設置することが出来る。ただし、別々の建物となる場合で独立した構造となる場合は、それぞれに量水器を設置すること。

【給水工事申込における「二世帯住宅」等の量水器設置条件について】 P3-29

(4) 仮設用給水装置について

工事用の仮設給水で、工事終了後不要となる給水装置については、次のとおりとする。

- ア 給水工事申込書の建物用途欄に「仮設用.....終了後撤去」及び「終了予定日」を記載すること。
- イ 配水管からの分岐等が伴う場合は、通常と同様、分岐穿孔届を事前に提出すること。

- ウ 仮設用給水装置の設置が完了した時点で局職員が状況確認を行うため、上下水道局へその旨連絡すること。
- エ 仮設給水装置の使用が終了した場合は、速やかに撤去（本管から切り離し）し、撤去後に完成検査を受けること。
- オ 完成検査時には、給水装置の設置状況写真及び撤去状況写真を提出すること。

（５）撤去工事について

- ア 既存建物の解体等に伴い、給水装置が不要となる場合は、撤去申込を行い、配水管等でサドル分水栓による分岐の場合は、分水栓閉栓キャップ止を行い、チーズ継手分岐の場合は、チーズ継手撤去を行うこと。
- イ また、時期は未定であるが、今後利用する予定があり、**量水器を残しておく場合は、使用できる給水栓を設置すること。（改造申込必要）**
- ウ 解体後、すぐに新築する予定がある場合は、新築建物へ改造申込を行うこと。
- エ その他、【撤去工事について】（P3-30）参照。

（６）浄水器等について

浄水器、軟水器及び活水器（以下浄水器等）の設置については、次のとおり取り扱う。【浄水器等について】（P3-31）参照。

- ア 外付けタイプの磁器活水器（配管を切断、改造しないもの）
給水申込の必要はありませんが、磁器活水器はその磁力により量水器の動作に影響を与える恐れがあることから、量水器の２次側で、量水器から 50cm 以上離れた位置に設置すること。
- イ 常時水圧がかかる浄水器等
 - （ア）給水申込を行い、承認を得てから設置すること。なお、申込時に給水装置の構造及び材質を確保するため、自己認証や第三者認証など性能基準を満たす認証登録証（写）を提出すること。
 - （イ）浄水器等の中には残留塩素を除去する製品もあることから、使用者の判断で浄水器を接続して使用した場合、浄水器を通した水の水質は、

使用者の責任により管理することとなる。なお、浄水器の中に残った水には、塩素がなく雑菌が繁殖している可能性があり、水の使い始めには、一定時間流すなどで水を入れ替えた後に使用することや、くみ置きして使うことは避けるなどの注意が必要である。

(ウ) 浄水器等の手前に逆流防止装置を設置すること。浄水器等本体に逆流防止機能を有する場合を除く。

(エ) 量水器の動作に影響を与える恐れがあるため、量水器の2次側で、量水器から50cm以上離れた位置に設置すること。

(オ) 給水装置の末端に設置する浄水器等で、常時水圧がかからないものは、給水装置に該当しない。

2 申込書の書き方

(1) 申込書の記入方法

申込書(第1号様式)については、次の申込書サンプルに番号をつけており、その番号ごとに説明を加えているので、確認して作成すること。

次の項目は、上下水道局で確認して記載するため、指定業者は記載しないこと。

㉑ 処理日

各項目について、処理を行った日付を記載する。

㉒ 徴収金額

設計審査手数料は1件ごとに徴収する。

竣工検査手数料は1給水装置ごとに徴収する。既設管の廃止のためのキャップ打ちや分岐撤去、また、造成地内の引き込み等がある場合は、施工する給水装置ごとに徴収する。

加入金は条例に基づき徴収する。増径の場合は、差額を徴収する。

㉓ 前回申込履歴(改造等)

現在のお客様番号、量水器口径・番号、申込年月日・番号を記載する。

㉔ 申込日

給水工事の申込日は、上下水道局による工事の承認日と原則同一日とし、申込書の審査後、記入する。

給 水 工 事 開 始 申 込 書

(新設・改造・撤去)

申 込 者	住 所	③			電話番号	⑤			申込番号	(西 ・ 東 ・ 上)			
	(フリガナ) 氏 名	④			建物用途	⑥			給水区域				
給 水 装 置 設 置 場 所	新居浜市				⑦				(フリガナ)		用途		
	付近見取図 (地図P . . .) N				口径 (mm)	番 号	検 満	指示数 (m)	使 用 者 氏 名		⑬		
	⑧				⑨	⑩	⑪	⑫		家・業			
					工事用料金請求先 (氏名、住所、電話)		⑭				家・業		
(※家屋、土地、給水管所有者及び連帯給水装置使用者が申込者以外の場合のみ記入のこと。)													
指 定 給 水 装 置 者	⑮ (印)				土地 使用	給水装置設置 家屋所有者		⑰		㊸			
	⑯ (印)				給水管理設 土地所有者	⑱		㊹					
					分岐給水管 所 有 者	⑲		㊺					
	上下水道局記入欄				利 害 関 係 人 の 同 意 等		連 帯 給 水 装 置 者 使 用 者		⑳				
	設計審査手数料	年 月 日	取扱者										
しゅん工検査手数料													
(量水器口径：φ) 加入金納入	年 ⑳月 日	取扱者											
量水器出庫	年 月 日	取扱者											
完成検査	年 月 日	検査員											
(関係者が複数の場合は別紙に全て列記すること。)													
氏名 ㉑ 年 月 日 ㊻													
誓 約 事 項													
1 新居浜市水道事業給水条例及び同条例施行規程を遵守します。 2 市水道の給水装置の増設等の改造は、市長に申し込み、その承認を得てから実施します。 3 市水道の給水装置と自家井戸給水装置の連絡接合はいたしません。 4 市水道の給水装置を廃止し、撤去する場合は、指定給水装置工事業者を通して分水栓で閉栓処置をします。 5 量水器（貸与品）は善良に管理します。													
氏名 ㉒ 年 月 日 ㊼													
納 入 金 計				工事完成予定年月日				⑳	道 路 占 用		第 号		
給水階数		地上		地下		⑳ 年 月 日		許可番号		㉓ 年 月 日			
								許可口		㉔ 年 月 日			
								工事期間		年月日～年月日			
別 紙 添 付	1 3階直圧給水工事			受水槽		高置水槽		前回申込履歴 (改造時)		備 考			
	2 増設及び造成工事			m ³		m ³		お客様番号					
	3 簡易専用水道設置			ポールタップ		入居戸数		量水器口径・番号		㉕			
	4 その他 ()			mm		戸		申込年月日・番号					

設 計 図



29

28

最小動水圧(計算値) = 30 Mpa 実測水圧 = 31 Mpa 測定日時 年 月 日 :

第1止水栓取付場所詳細図		量水器取付場所詳細図		使用材料				
33		34		名称	寸法	規格	設計数量	出来形数量
				サドル分水栓				
				止水栓				
				止水栓管		35		
				伸縮止水栓				
				量水器管				
				白線復旧工				
				仮舗装復旧工		36		
				本舗装復旧工				

名義変更	旧住所	用途変更	2 業務用に	年	月	日	担当者
	(フリガナ) 氏名		1 家庭用に	年	月	日	担当者

工事の承認					検針票使用承認				
年 月 日				決 裁	年 月 日				決 裁
担 当	係 長	副課長	主・技幹	課 長	担 当	係 長	副課長	主・技幹	課 長

給水装置の工事、工事検査及び水道の使用について、新居浜市水道事業給水条例施行規程の規定により上記のとおり申し込みます。

(宛先) 新居浜市長

㊦

年 月 日

申込書記入上の注意点

① 表題

「工事」、「開始」の該当するものを丸（黒）で囲むこと。新設工事で量水器を新しく設置する場合又は改造工事で口径の変更を行う場合は、両方を丸で囲むこと。

② 申込区分

「新設」、「改造」、「撤去」のいずれかを丸（黒）で囲むこと。

③ 申込者 住所

申込者の申込時点での住所を記入すること。

④ 申込者 氏名

給水装置の新設、改造、撤去を希望する申込者の氏名を記入すること。なお、一般住宅、集合住宅、工場等の建物の給水をしようとする場合は、原則として、その建築物（建築予定も含む）の所有者を、散水等で給水しようとする建築物がない場合は、その土地の使用者を記入する。

ただし、土地、建物の所有者以外の者が申込を行う場合には、⑰、⑱欄にそれぞれの所有者の承諾を得ること。

申込者の氏名を記載する際には、給水工事申込を担当する主任技術者の責任において事実関係を確認したものと見なすので、事実関係の確認において遺漏のないようにすること。

申込の内容によっては、公図、登記簿、土地又は建物の売買契約書、建築請負契約書等の申込者及び工事場所の事実確認ができるものの写しを添付することを求めることがあるので、指示したものを申込書に添付すること。

⑤ 申込者 連絡先

連絡先は、申込者と必ず連絡の取れる電話番号を記入すること。

⑥ 建物用途

次を参考に用途を記載すること。

- | | | | | | |
|-------|--------|-------|-------|---------|-------|
| ・一般住宅 | ・二世帯住宅 | ・集合住宅 | ・店舗 | ・店舗併用住宅 | |
| ・事務所 | ・公共施設 | ・学校 | ・教育施設 | ・医療施設 | ・福祉施設 |
| ・工場 | ・その他 | | | | |

また、例も参考に、人数や施設の詳細等も記載すること。

例

- ・一般住宅（４人）・二世帯住宅（６人）・集合住宅（１０戸 A102号）
- ・店舗（薬局）・店舗併用住宅（美容室との併用）
- ・事務所（印刷会社）・公共施設（公園）
- ・学校・教育施設（小学校）・医療施設（歯科医院）
- ・福祉施設（老人ホーム）・工場（食品工場）
- ・その他（ビジネスホテル） ・その他（工事中仮設 終了後撤去）

集合住宅の場合で、施工中に棟名、部屋番号が変更になった場合は、変更が判明した時点で速やかに記入内容を修正すること。また、出庫された量水器の裏蓋に記載されている棟名、部屋番号の修正が必要な場合、⑨に記載されている量水器番号と整合性をとること。

⑦給水装置設置場所 住所（地番）

住居表示がある場合は住所を記入すること。また、無い場合は給水装置を設置する土地の地番を記入すること。

⑧給水装置設置場所 位置図

付近見取図は住宅地図等を利用し、申込場所を赤色で囲み、住宅地図のページ番号及びセクション番号を記入すること。縮尺は任意でよいが、場所の特定ができるランドマーク（公共施設、ビル、学校等）を確認できるように心がけること。表示範囲に場所を特定できるランドマークがない場合は、必要に応じて表示範囲外の施設名称を接続する道路端に記入し、場所の特定が出来るようにすること。

⑨水道使用者 量水器番号

既設量水器がある場合は、量水器の口径と量水器番号を記入すること。改造で、増径、減径する場合は、上段に既設量水器の口径及び量水器番号、下段に改造しようとする口径を記入すること。

権利はあるが、現地に量水器がない場合は、現在の権利口径のみ記入すること。権利口径を変更する場合は、前述と同じように上段に既存口径、下段に変更後の口径を記入すること。

⑩水道使用者 量水器 検満

⑨で量水器番号を記載した際には、量水器の裏蓋に記載された検定満期期日を記入すること。

⑪ 水道使用者 量水器 指示数

既存量水器がある場合は、申込時点での量水器の指示数を記入すること。
数値は、小数点第1位を切上し、1 m³単位の整数とする。

⑫ 水道使用者

給水工事完成後の水道使用者の氏名を記入すること。

⑬ 水道使用者 用途

給水の用途（家庭用又は業務用）について、該当するものを○で囲むこと。
なお、工事に供用する場合の給水用途は業務用として取り扱うが、一般住宅の建築の工事に限り家庭用として取り扱う。

⑭ 水道使用者 工費用料金請求先

造成工事、住居、工場等の工事中における給水装置の使用にかかる料金の請求先を記入すること。請求先が申込者の場合については、「申込者」と記入すること。

また、完成検査に合格しなければ、請求先を変更できないため、工費用料金請求先については関係者間で十分協議して記載すること。

⑮ 指定給水装置工事事業者 名称

指定給水装置工事事業者名を記入すること。

⑯ 指定給水装置工事事業者 給水装置工事主任技術者

この給水工事申込を担当する給水装置工事主任技術者の氏名を記入すること。

⑰ 利害関係の同意等 給水装置設置家屋所有者

建物（家屋等）の所有者以外の者が、その建物（家屋等）に対して給水の申込を行う場合は、当該建物の所有者の給水工事に対する同意として、建物の所有者自身の署名捺印を得ること。ただし、民法第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、民法第213条の2第3項の通知をした旨を誓約する書類を提出する。

⑱ 利害関係の同意等 給水管理設土地所有者

土地の所有者以外の者が、その土地に給水管を埋設し給水の申込を行う場合は、土地の所有者の給水工事に対する同意として、土地の所有者自身の署名捺印を得ること。ただし、民法第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、民法第213条の2第3項の通知をした旨を誓約する書類を提出する。

農道及び改良区水路における占用に関しては、空白欄に施設を管理する改良区の同意を得るか、別紙として改良区の同意書の写しを添付すること。別紙とする場合は、空白欄に「別紙改良区同意」と記入すること。

⑲ 利害関係の同意等 分岐給水管所有者

既存給水管の所有者以外の者が、その既存給水管から分岐して申込を行う場合は、既存給水管の所有者の給水工事に対する同意として、既存給水管の所有者の署名捺印を得ること。既存給水管が更に別の給水管から分岐している場合は、分岐元となる給水管の所有者の同意も得ること。（配水管までの既設給水管について、その所有者について十分調査し、把握しておくこと。）ただし、民法第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、民法第213条の2第3項の通知をした旨を誓約する書類を提出する。

⑳ 申込代理人

申込者が新居浜市外に在住の場合、新居浜市内に在住する申込代理人をたて、空欄に代理人の署名捺印を得ること。

㉑ 連帶給水装置使用者

⑲で既存給水管から分岐することによる水圧、水量の影響について、説明し了承した上で、既存給水管の使用者が、意義の申し立てを行わないことを確認し、該当工事に対する同意として使用者全員の署名捺印を得ること。関係者が複数の場合は、給水量の出水量に関する文言を記載した別紙に一覧表を作成し、全員の署名捺印を得ること。

㉒ 誓約事項

給水申込における誓約として、申込者自身が署名捺印すること。

㉓ 給水階数

建物の給水階数を記入すること。特にマンション等高層住宅については地上階、地下階数に注意すること。地下がない場合は「－」表示とすること。

㉔ 工事完成予定年月日

給水工事の完了予定年月日を記入すること。大まかな予定でよいが、上下水道局による給水装置工事の検査予定の目処とするので、期日の設定には留意すること。

㉕ 道路占用許可

道路掘削工事を伴う場合、各管理者の道路占用許可番号、許可日、工事期間を記入すること。なお、工事中に許可された工事期間を経過する場合には、

工事期間変更許可を受けた後に、局へ提出すること。また、道路掘削工事による通行制限などの規制を伴う場合には、申請した安全施設等の配置を必ず実施すること。

②⑥ 別紙添付

該当するものの番号を○で囲み、必要書類を別紙として添付すること。水道直結式スプリンクラー設備は「4 その他」とし、()内に「直結 SP」と記入すること。

②⑦ 受水層

受水槽を設置する場合は受水槽の有効容量及びボールタップの口径を記入すること。受水槽と併せて、高架水槽を設置する場合は高架水槽の有効容量を記入すること。アパート、マンションの場合は入居戸数を記入すること。

②⑧ 設計図

設計図は、工事完成後、新居浜市上水道管路台帳システムに取り込み、今後の管理情報とするため、地形、家屋形状、止水栓、量水器及び給水取り出し箇所等、その作成には「3 申込書の設計図の描き方」を基に、正確に作成すること。

工事対象範囲が広い、管路が複雑である等、申込書の設計図欄では表示しきれない場合は、別紙図面を添付すること。別紙図面を添付する場合でも、本申込における給水装置の全体像を表示するため、設計図欄の省略は不可とする。(この場合、詳細図は別紙となるので、詳細な表記は不要である。)

②⑨ 方位

設計図の方向を反映した方位を記入すること。特段の事情がない限り、方位は北を上にする。

②⑩ 最小動水圧(計算値)

調査時に確認した分岐元となる配水管又は給水主管の最小動水圧を記入すること。水道課窓口では、管路台帳システムによる管網解析と実測水圧から、分岐箇所における最小動水圧を計算し提示しているため、参考とすること。

②⑪ 実測水圧

以後の維持管理の参考とするため、工事完成後に常圧を測定し、その測定値を記入すること。

③② 実測水圧 測定日時

常圧を測定した日付と時間を記入すること。

③③ ③④ 第1止水栓、量水器取付場所詳細図

第1止水栓及び量水器の取付場所詳細図には、工事完了時に、官民及び市民境界等、経年変化の極力少ない箇所から2点以上のオフセットを記載すること。（家屋、構造物は改造、撤去等により当初の形状が不明となる場合が多いため。）

また、配管形状も併せて記入しておくこと。

第1止水栓と量水器が近接する場合は、あわせて記載しても構わない。

③⑤ 使用材料

給水申込における工事で使用する材料のうち、量水器より1次側の材料について、その寸法、規格、数量等を「設計数量」に記入すること。制水弁、空気弁等を設置する場合は、空白欄に適宜記入すること。

工事完了後は、実際に施工した数量を「出来形数量」に記入すること。

③⑥ 舗装復旧等

分岐穿孔工事等で、公道上を掘削する場合の舗装復旧について、面積、舗装構成（路盤、表層工の厚さ）、白線復旧等について「設計数量」記入すること。工事完了後は、実際に施工した数量を「出来形数量」に記入すること。

（2）申込書の訂正

申込書の訂正は、原則二重取消線と訂正印により訂正すること。なお、修正箇所が多く記載内容が読み取れない場合は、申込書自体を再度作成すること。

3 申込書の設計図の描き方

給水装置の設計図面は、給水装置計画の技術的表現であり、その妥当性の確認、工事施工時の基礎となるものであるばかりでなく、工事施工後の給水装置の維持管理、更には上下水道局が実施する配水管の計画及び建設における基礎的な情報となることから、誰でも容易に装置の全容を知ることができるよう明瞭、正確に描かれたものでなければならない。

このため設計図面は、次に掲げる事項に留意して正確かつ簡潔、明瞭に作成すること。

(1) 表示記号

管類

管 種	記 号
ポリエチレン二層管（1種管）	P E
硬質塩化ビニル管	V P
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H I V P
鑄 鉄 管	C I P
ダクタイル鑄鉄管 継ぎ手形式の略号を管種名の後（）に記入すること	D I P（ ） 例：N S、G X、T、等
硬質塩化ビニルライニング鋼管	S G P - V B
水道配水用ポリエチレン管	H P P E
水道用ポリブデン管	P B
水道用架橋ポリエチレン管	P E X
水道用塗覆装鋼管	N C P

弁栓類その他の用具（給水用具）

止 水 栓		立 下 り 管	
制 水 弁		防 護 管 鞘 管 の 材 質 を 記 入 の 事 由	
量 水 器		水 栓 柱	
ボ ー ル タ ッ プ		片 落 ち 管	
給 水 栓		消 火 栓	
逆 止 弁		管 の 交 差	
立 ち 上 が り 管			

配管図示記号

区 分	新設給水管	既設給水管	地下水 (ホップ、配管)	直結 スプリンクラー	受水槽以降 配管
色及び線の の 区 別	赤色実線	黒色実線	青色実線 (既設管は点線)	緑色実線 (既設管は点線)	橙色実線 (既設管は点線)
記入例	<u>VP φ 20</u>	<u>VP φ 20</u>	<u>VP φ 20</u> -----	<u>VP φ 20</u> -----	<u>VP φ 20</u> -----

区 分	将来計画管	撤去及び廃止
色及び線の の 区 別	各色一点鎖線	実線を 赤色斜線で消す
記入例	VP φ 20 ----- ----- -----	VP φ 20 // // // // //

新設する配管は、図面の中で目立たせるため、既設配管よりも少し太く書くこと。

〈参考〉

新設配管太さ・・・0.25mm

既設配管太さ・・・0.13mm

(2) 設計図の作成

ア 方位

原則北を上にする。なお、紙面の関係で方位を変える場合は必ず方位記号を記入すること。

イ 縮尺

平面図の作成は、原則 $S=1:200$ とする。記入欄に収まらない場合は適宜縮尺を変更し、給水工事全体を記入欄に収めること。なお、平図面の縮尺は図面内に明記するが、図面判読を優先し縮尺精度を確保していない場合は、縮尺を表示しないこと。

ウ 平面図

給水申込書に記載された平面図は、工事完成後、新居浜市上水道管路台帳システムに取り込み、今後の管理情報とするため、土地区画形状（開発等）、建物（家屋等）形状及び止水栓、量水器等の設置位置の表示については、施主、元請け工事業者等からデータを入手し、可能な限り正確な形状や縮尺で作成することとし、次の事項について明記すること。

(ア) 建築平面図（土地区画形状、建物（家屋等）形状及び配置位置）

(イ) 申込地に隣接する土地との隣接境界線及び隣接土地所有者名

(ウ) 道路境界線、道路の種別、水路及び道路内の埋設既設構造物等（給水工事の施工に確認が必要となる道路幅員、水路幅、既設埋設物の種別、材質、埋設土被り等の寸法などを明記すること。必要に応じて道路横断面図を作成し、添付すること。図面表示が雑然となる場合は、別紙にて作成し給水申込書に添付すること。）

(エ) 布設する給水管の管種、口径、延長、埋設土被り及び埋設位置

(オ) 止水栓、量水器位置

(カ) 給水装置

(キ) 分岐する配水管及び既設給水管（所有者名）等の管種、口径、埋設土被り及び布設位置

(ク) 門扉、擁壁、石垣、植木及び工作物等（特に配管計画上、支障となるものについて、明記すること。）

(ケ) 改造申込みの場合、既設連絡箇所、既設管の管種、口径、埋設土被り及び布設位置

- (コ) 撤去申込みの場合、撤去管の管種、口径、キャップ止め位置（境界点等から２点以上のオフセットをとること。）
- (サ) ２階以上で給水がない場合、それぞれ”○階給水なし”と記入する。
- (シ) その他工事施行上必要とする事項

エ 詳細図

平面図で表現することができない部分及び平面図では判別しにくい場合は適切な大きさ（A4,A3等）の別紙に図面を作成し、給水申込書に添付すること。なお、図面には工事名、社印、給水装置工事主任技術者名及び設計日を記載すること。

オ 立面図

平面図で表現することができない建物や給水管の配管等を表示し、給水申込書に添付すること。なお、図面には工事名、社印、給水装置工事主任技術者名及び設計日を記載すること。

カ 立体図

平面図で表現することができない給水管の配管状況を立体的に表示するもので、管の種類、口径及び延長等を記入し、給水申込書に添付すること。なお、図面には工事名、社印、給水装置工事主任技術者名及び設計日を記載すること。

キ 受水槽給水方式の添付書類

受水槽給水方式の場合は、直圧給水部分（受水槽まで）と受水槽以降部分に分け、必要に応じて次の図面等を添付する。また、給水申込書設計図の作成範囲は原則として受水槽１次側までとする。

(ア) 図面の種類

各階平面図、立面図、立体図、受水槽・高置水槽の詳細図
ボールタップ、定水位弁、定流量弁等の構造図
受水槽詳細図には、有効容量の範囲を記載すること。

(イ) 書類

受水槽式の維持管理に関する書類
受水槽容量、ボールタップ口径等の決定根拠となる書類
なお、簡易専用水道等の届出は【第１０章 受水槽】を参照

4 取り下げについて

給水装置工事を申込み、承認を得た後に、特別な事情により工事の取り下げを行う場合は、取り下げ理由、承認年月日、申込番号を明記し、申込者及び指定業者が押印した取り下げ願（様式自由）を市長に提出しなければならない。なお、工事着手後には取り下げできないので、変更協議を行い、完了検査を受けること。

取り下げを行った場合、条例施行規程第 35 条第 2 項の規定により、設計審査手数料は還付しない。

5 各様式について

第 1 号様式 給水工事申込書 P3-18, 19

第 2 号様式 給水工事承認書 P3-20, 21

給水申込事前協議書 P3-22, 23

給水工事協議書 P3-24

給水工事申込事務処理フロー図 P3-25～28

給水工事申込における「二世帯住宅」等の量水器設置条件について P3-29

撤去工事について P3-30

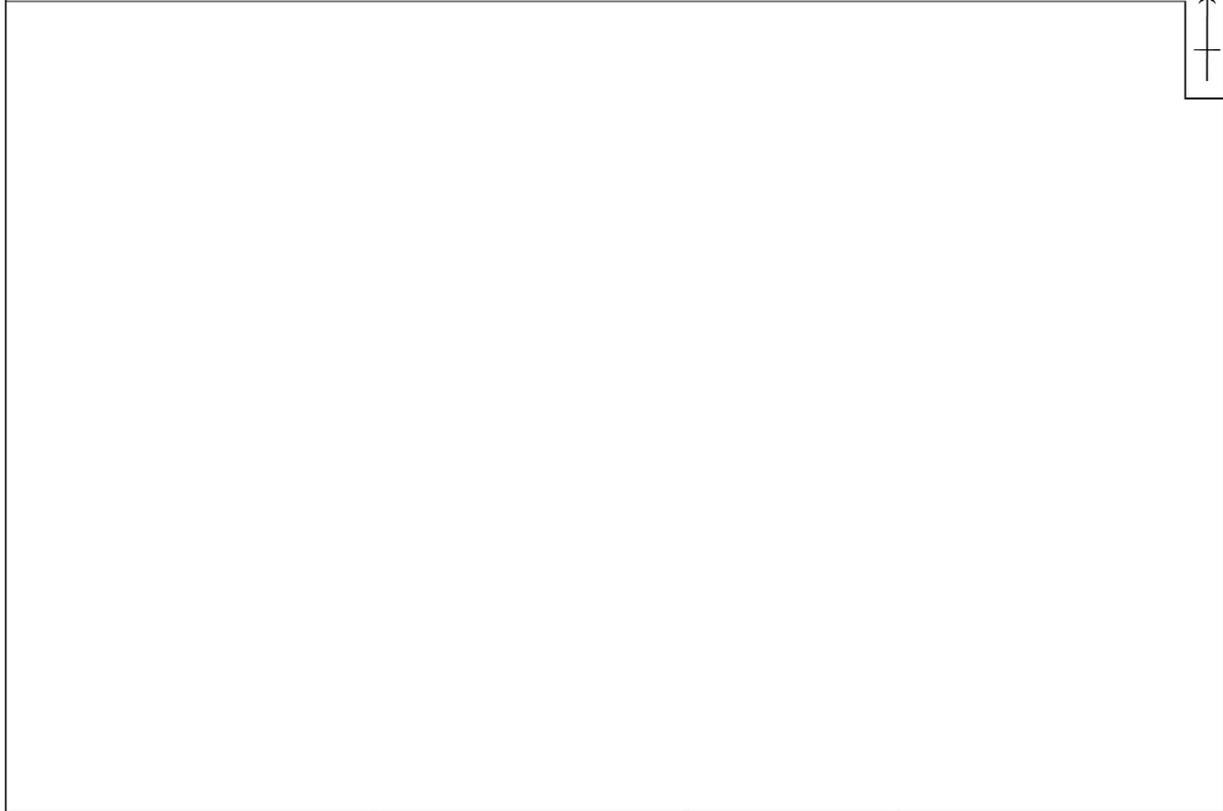
浄水器等について P3-31

給 水 工 事 開 始 申 込 書

（新設・改造・撤去）

申 込 者	住 所	電話番号		申込番号 (西・東・上)		
	(フリガナ) 氏 名	建物用途		給水区域		
給 水 装 置 設 置 場 所	新居浜市		量 水 器		(フリガナ)	
	付近見取図 (地図P . . .) N		口径 (mm)	番 号	検満 指示数 (at)	
						用 途
						家・業
指 定 事 業 者	給水装置工事 主任技術者 (印)		工事用料金請求先 (氏名、住所、電話)			
	(※家屋、土地、給水管所有者及び連帯給水装置使用者が申込者以外の場合のみ記入のこと。) 当該工事を土地使用のため、(工事施工・分岐・)を承諾します。					
利 害 関 係 人 の 同 意 等	給水装置設置 家屋所有者 (印)		給水管理設 土地所有者 (印)			
	分岐給水管 所 有 者 (印)					
	連 帯 給 水 装 置 者 使 用 者		当該工事により私どもの給水装置の出水量に影響することがあっても異議は申しません。 年 月 日 氏名 (印)			
	(関係者が複数の場合は別紙に全て列記すること。)					
	誓 約 事 項					
	1 新居浜市水道事業給水条例及び同条例施行規程を遵守します。 2 市水道の給水装置の増設等の改造は、市長に申し込み、その承認を得てから実施します。 3 市水道の給水装置と自家井戸給水装置の連絡接合はいたしません。 4 市水道の給水装置を廃止し、撤去する場合は、指定給水装置工事事業者を通して分水栓で閉栓処置をします。 5 量水器 (貸与品) は善良に管理します。 年 月 日 氏名 (印)					
上 下 水 道 局 記 入 欄						
設計審査手数料	年 月 日	取扱者				
しゅん工検査手数料						
(量水器口径: φ)	年 月 日	取扱者				
加入金納入	年 月 日	取扱者				
量水器出庫	年 月 日	取扱者				
完成検査	年 月 日	検査員				
名 称	寸法	数量	単 価	金 額		
設計審査手数料	—					
しゅん工検査手数料	—					
加 入 金						
量 水 器			—	貸与品		
納 入 金 計						
給水階数		地上	地下	工事完成予定年月日		
				年 月 日		
別 紙 添 付	1	3階直圧給水工事	受水槽	高置水槽	前回申込履歴 (改造時)	
	2	開発及び造成工事	m ³	m ³	お客様番号	
	3	簡易専用水道設置	ボールタップ	入居戸数	量水器口径・番号	
	4	その他 ()	mm	戸	申込年月日・番号	
					備 考	
				道路 占用	許可番号 第 号 許可日 年 月 日 工事期間 年 月 日～ 年 月 日	

設 計 図



最小動水圧(計算値) = Mpa 実測水圧 = Mpa 測定日時 年 月 日 :

第1止水栓取付場所詳細図	量水器取付場所詳細図	使 用 材 料				
		名 称	寸 法	規 格	設計数量	出来形数量
		サドル分水栓				
		止 水 栓				
		止 水 栓 管				
		伸縮止水栓				
		量 水 器 管				
		白線復旧工				
		仮舗装復旧工				
		本舗装復旧工				

名義変更	旧住所	用途変更	2 業務用に	年 月 日	担当者
	(フリガナ) 氏 名		1 家庭用に	年 月 日	担当者

工 事 の 承 認					検 針 票 使 用 承 認				
年 月 日				決 裁	年 月 日				決 裁
担 当	係 長	副課長	主・技幹	課 長	担 当	係 長	副課長	主・技幹	課 長

給水装置の工事、工事検査及び水道の使用について、新居浜市水道事業給水条例施行規程の規定により上記のとおり申し込みます。

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

給 水 工 事 開 始 承 認 書

（新設・改造・撤去）

申 込 者	住 所				電話番号				申込番号	（西・東・上）	
	(フリガナ)				建物用途				給水区域		
	氏 名										
給 水 装 置 設 置 場 所	新居浜市				量 水 器				（フリガナ）		用途
	付近見取図（地図P）N				口径 (mm)	番 号	検満	指示数(m)	使 用 者 氏 名		
							・				家・業
							・				
					工事料金請求先 (氏名、住所、電話)						
	<small>（※家屋、土地、給水管所有者及び連帯給水装置使用者が申込者以外の場合のみ記入のこと。）</small>										
指 定 給 水 装 置 者					利 害 関 係 人 の 同 意 等	当 該 工 事 の た め 、 (工 事 施 工 ・ 分 岐 ・	給水装置設置 家屋所有者				
						給水管理設 土地所有者					
						分岐給水管 所 有 者					
	給水装置工事 主任技術者										
上 下 水 道 局 記 入 欄											
	設計審査手数料	年 月 日		取 扱 者							
	しゅん工検査手数料	年 月 日									
	(量水器口径：φ)	年 月 日		取 扱 者							
	加入金納入	年 月 日									
	名 称	寸法	数量	単 価	金 額	1 新居浜市水道事業給水条例及び同条例施行規程を遵守します。 2 市水道の給水装置の増設等の改造は、市長に申し込み、その承認を得てから実施します。 3 市水道の給水装置と自家井戸給水装置の連絡接合はいたしません。 4 市水道の給水装置を廃止し、撤去する場合は、指定給水装置工事事業者を通して分水栓で閉栓処置をします。 5 量水器（貸与品）は善良に管理します。 年 月 日 氏名					
	設計審査手数料	—									
	しゅん工検査手数料	—									
	加 入 金										
	量 水 器			—	貸与品						
	納 入 金 計										
	給水階数	地上		地下		工事完成予定年月日		道路 占用	許可番号	第 号	
						年 月 日		許可日	年 月 日		
								工事期間	年 月 日～ 年 月 日		
別 紙 添 付	1	3階直圧給水工事		受 水 槽	受水槽	高置水槽	前回申込履歴（改造時）		備 考		
	2	開発及び造成工事			m ³	m ³	お客様番号				
	3	簡易専用水道設置			ポールタップ	入居戸数	量水器口径・番号				
	4	その他（ ）			mm	戸	申込年月日・番号				

設 計 図



[Blank area for design drawings]

最小動水圧(計算値) =	Mpa	実 測 水 圧 =	Mpa	測 定 日 時	年 月 日 :
--------------	-----	-----------	-----	---------	---------

第1止水栓取付場所詳細図	量水器取付場所詳細図	使 用 材 料				
		名 称	寸 法	規 格	設計数量	出来形数量
		サドル分水栓				
		止 水 栓				
		止 水 栓 筐				
		伸縮止水栓				
		量水器筐				
		白線復旧工				
		仮舗装復旧工				
		本舗装復旧工				

名 義 変 更	旧住所	用 途 変 更	2 業務用に	年 月 日	担当者	
	(フリガナ) 氏 名		1 家庭用に	年 月 日	担当者	

年 月 日付で申込みのあった給水装置の工事及び水道の使用について、新居浜市水道事業給水条例
施行規程の規定により上記のとおり承認書を交付します。

年 月 日

新居浜市長

印

表

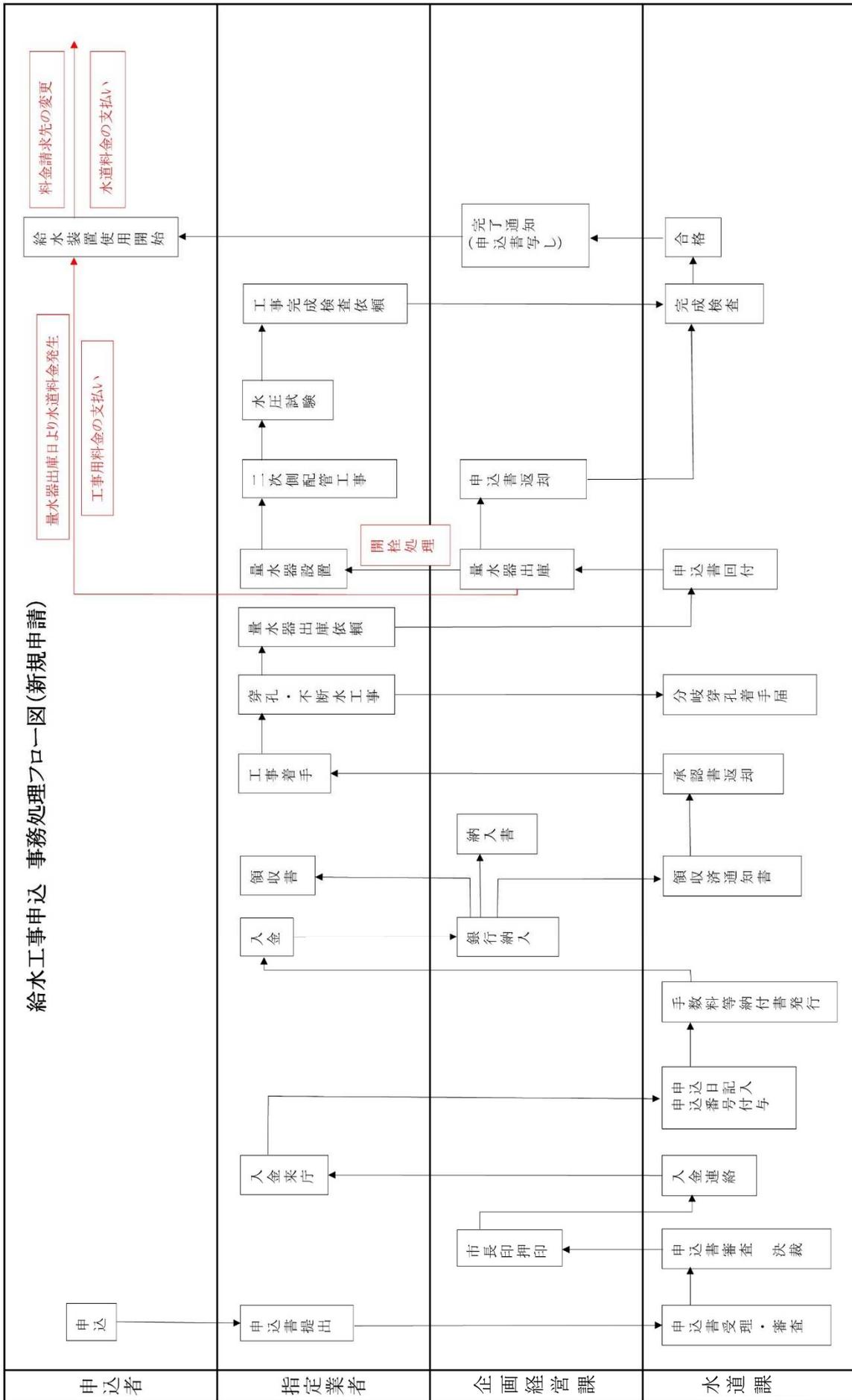
給水申込事前協議書				
整理番号		協議年月日	年 月 日	
給水装置申請予定者	住所		氏名	
給水装置施工予定場所				
給水装置施工予定 指定給水装置工事事業者			給水装置工事 主任技術者	
協議者	上下水道局			
	申請者			
協議種別	1	3階直圧給水	協議概要	
	2	開発及び造成工事		
	3	簡易専用水道及び小規模貯水槽水道		
	4	配管計画及び水圧関係		
	5	その他()		
協議結果				

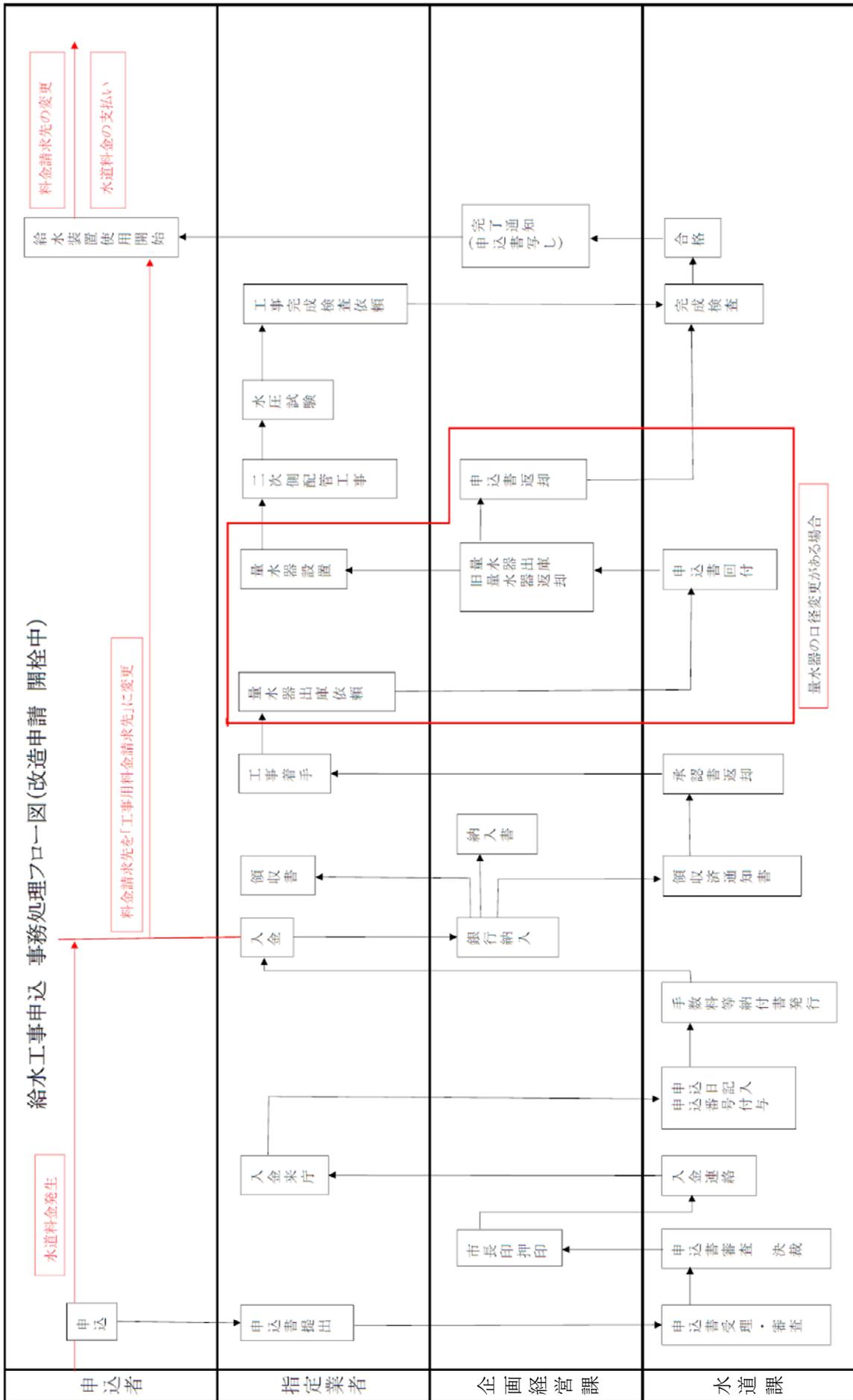
裏

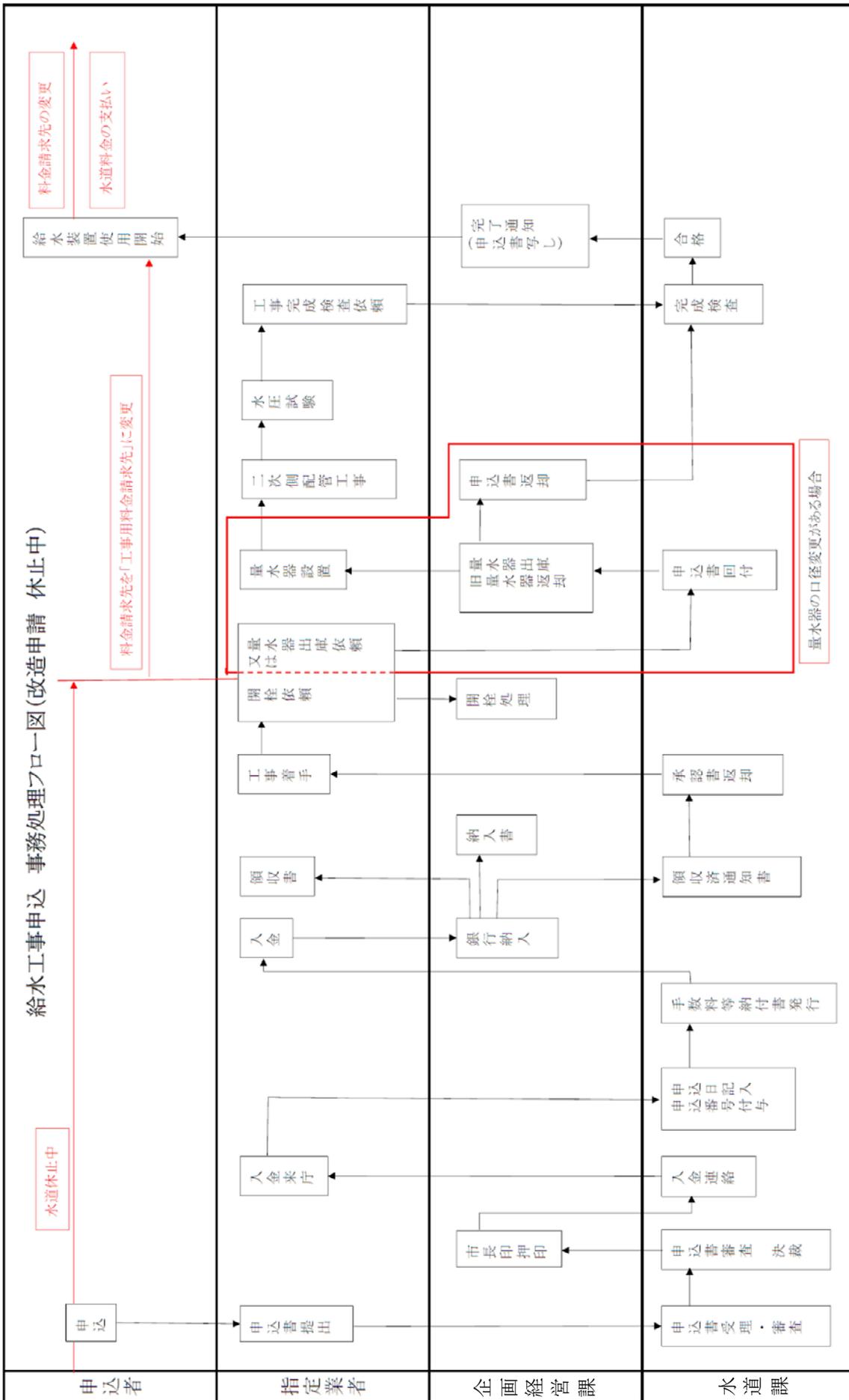
位置図

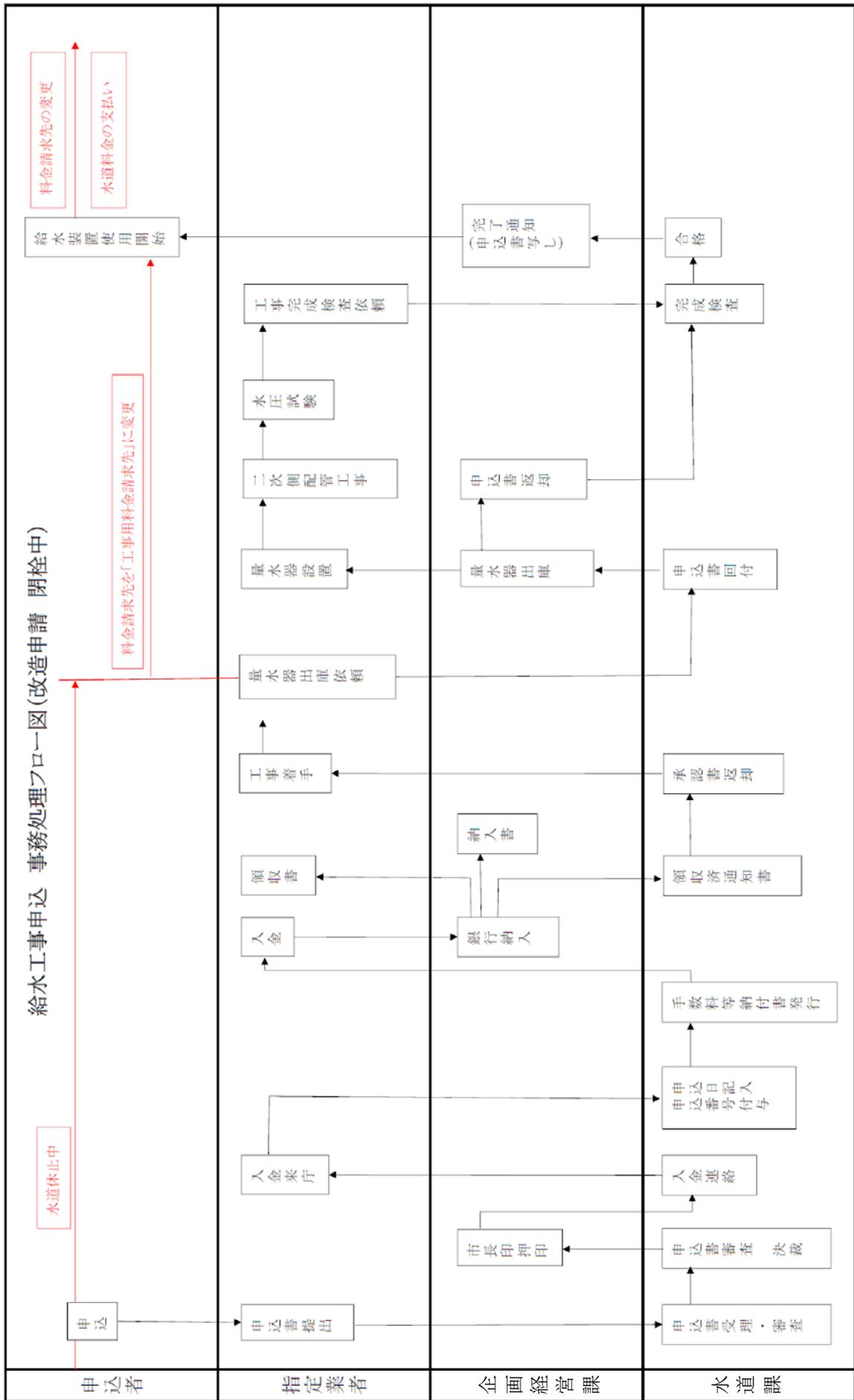
設計概略図

給水工事申込 事務処理フロー図(新規申請)

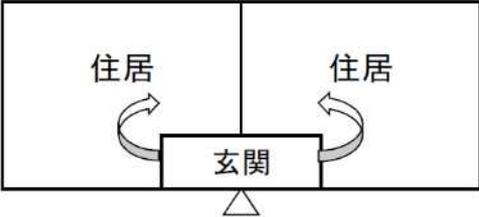
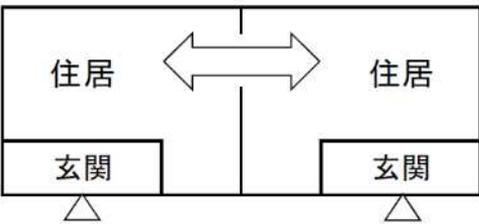
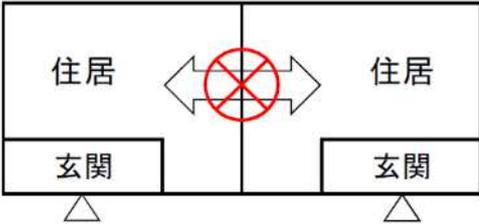






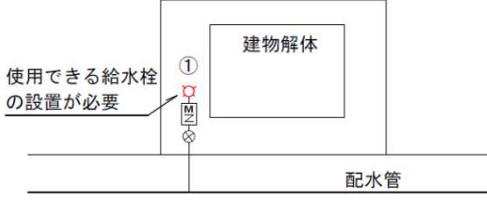
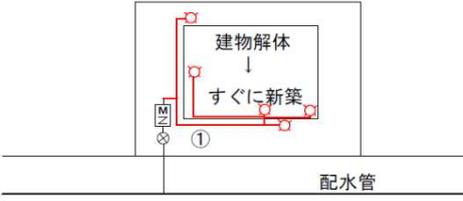
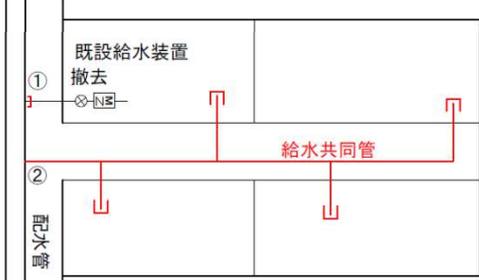
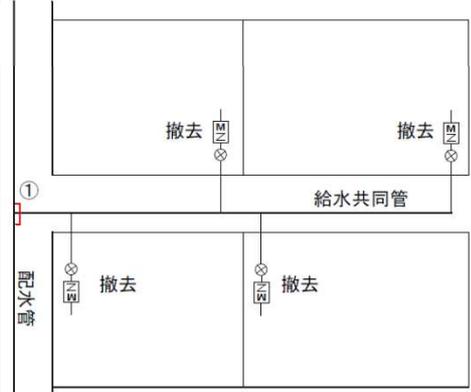
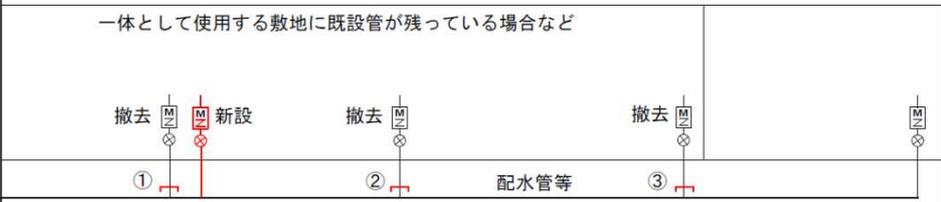


給水工事申込における「二世帯住宅」等の量水器設置条件について

		判断基準	メーター 個数	
戸建住宅	二世帯住宅	①従来型 住宅の全ての居室、台所、食堂、浴室等を全ての世帯が共用するもの。		1個
		②玄関共用型 玄関は共用するが、台所、食堂、浴室等の全部または一部が世帯ごとに独立しているもの。ただし、住宅内部で、住宅内部で廊下、ホール、階段、居室等の一部を共有している場合や1階2階と分かれている場合も含む。		1個 (台所、食堂、浴室等の全部が世帯ごとに独立している場合は、それぞれに設置できる。)
		③内部共用型 玄関等、各世帯の使用する部分は独立しており、かつ各世帯が独立して使用する部分の相互の行き来が住宅の内部で可能なもの。ただし、住宅内部で、住宅内部で廊下、ホール、階段、居室等の一部を共有している場合や1階2階と分かれている場合も含む。(玄関は2つ以上)		
長屋	二世帯住宅の取り扱いはできない 集合住宅等	1つの建築物に2つ以上の住戸があり、各世帯の使用する部分が、基本的に独立していて各世帯相互の行き来が不可能であり、かつ建築物の出入り口から住戸の玄関に至る階段や廊下等の共用部分がないもの。1階と2階で分かれているものも長屋の一種となります。(玄関は2つ以上)		2個 各戸に設置)
		各世帯の使用している部分が基本的に独立していて、各世帯相互の行き来が不可能であり、かつ建築物の出入り口から住戸の玄関に至る階段や廊下等の共用部分を有するもの。(玄関は2つ以上)		

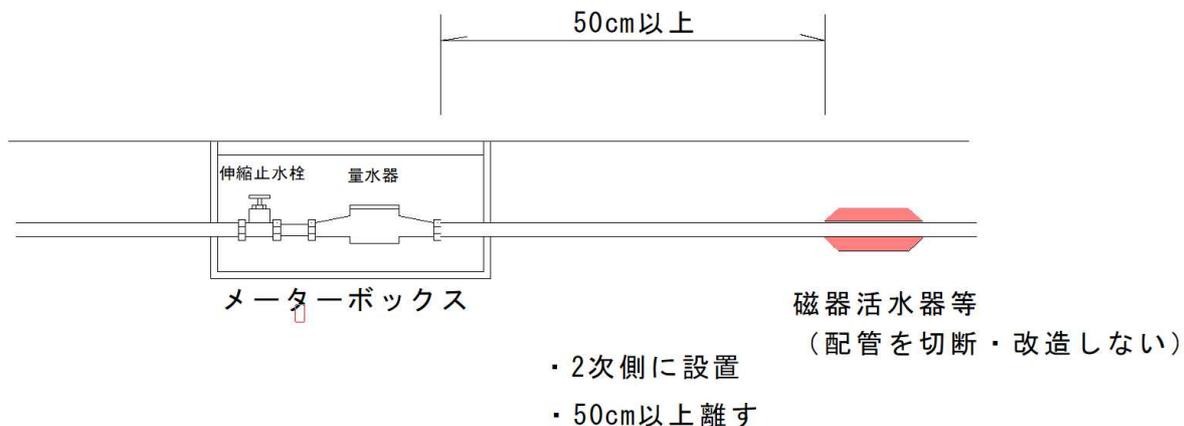
*ただし、メーター口径は水理計算の結果によります。

撤去工事について

<p>例1) 給水管が不要になる場合</p>  <p>※①撤去申請で分水栓キャップ打ち、チーズ撤去を行う。</p>	<p>例2) メーターを残す場合 建物は解体するが、将来的に利用する</p>  <p>※①改造申請を行う。</p>
<p>例3) 解体後すぐに新築する場合</p>  <p>※①新築建物での改造申請。</p>	<p>例4) 分岐工事に併せて撤去する場合</p>  <p>※①改造申請で新規取り出しと既設管撤去</p>
<p>例5) 宅地造成給水工事に併せて既設給水装置を撤去する場合</p>  <p>※①②は別々の申請とし、同時に申請こと。 ①撤去申請、②新設申請</p>	<p>例6) 複数の給水装置を撤去する場合1</p>  <p>※配水管の撤去処理が①の1箇所の場合は、1つの撤去申請とする。</p>
<p>例7) 複数の給水装置を撤去する場合2</p> <p>一体として使用する敷地に既設管が残っている場合など</p>  <p>※①②③は別々の申請とし、同時に申請こと。 ①改造申請で新規取り出しと既設管撤去 ②撤去申請 ③撤去申請</p>	

浄水器等について

(1) 外付けタイプの磁器活水器等



(2) 常時水圧がかかる浄水器等

